

知的財産管理技能検定2級完全マスター③著作権法・その他[改訂2版]
平成 27 年 不正競争防止法改正による条文変更箇所一覧

平成 28 年 1 月 20 日

該当箇所	変更内容
<p>P108 2 周知表示混同 惹起行為 ④適用除外 条文 不正競争防止法 19 条 一項～三項 条文の号番号変更</p>	<p>不正競争防止法 19 条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。</p> <p>一 第二条第一項第一号、第二号、第十四号及び第十六号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって、普通名称となったものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十四号及び第十六号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）</p> <p>二 第二条第一項第一号、第二号及び第十六号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）</p> <p>三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為</p>
<p>P117 2 営業秘密不正 取得等行為 条文 不正競争防止法 2 条 十項（新設）</p>	<p>不正競争防止法 2 条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>十 第四号から前号までに掲げる行為（技術上の秘密（営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為（当該物を譲り受けた者（その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。）</u></p>
<p>P120 2 営業秘密に係 る不正行為 ①適用除外 条文 不正競争防止法 19 条 七項（新設）</p>	<p>不正競争防止法 19 条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。</p> <p><u>七 第二条第一項第十号に掲げる不正競争第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為</u></p>

該当箇所	変更内容
<p>P121</p> <p>4 技術的制限手段妨害行為 条文 不正競争防止法 2 条 十項～十一項 条文の号番号変更</p> <p>不正競争防止法 19 条 条文の号番号変更</p>	<p>不正競争防止法 2 条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>十一 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録（以下このにおいて「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）</p> <p>十二 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）</p> <p>不正競争防止法 19 条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。</p> <p>八 第二条第一項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる第二条第一項第十一号及び第十二号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為</p>
<p>P122</p> <p>5 ドメイン名不正取得等行為 条文 不正競争防止法 2 条 十二項 条文の号番号変更</p>	<p>不正競争防止法 2 条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>十三 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為</p>

該当箇所	変更内容
P122～P123 6 原産地等誤認惹起行為 条文 不正競争防止法 2 条十三項 不正競争防止法 19 条一項 条文の号番号変更	不正競争防止法 2 条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。 十四 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為 不正競争防止法 19 条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。 一 第二条第一項第一号、第二号、第 十四号 及び第 十六号 に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第 十四号 及び第 十六号 に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）
P123 7 競争者営業誹謗行為 条文 不正競争防止法 2 条十四項 条文の号番号変更	不正競争防止法 2 条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。 十五 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為
P124 8 代理人等商標無断使用行為 条文 不正競争防止法 2 条十五項 条文の号番号変更	不正競争防止法 2 条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。 十六 パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

<p>P175</p> <p>3 輸出または輸入してはならない貨物</p> <p>条文</p> <p>関税法 69 条の 2 四項</p> <p>関税法 69 条の 11 十項</p> <p>条文の号番号変更</p>	<p>関税法 69 条の 2 次に掲げる貨物は、輸出してはならない</p> <p>三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品</p> <p>四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品</p> <p>関税法 69 条の 11 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。</p> <p>九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品</p> <p>十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品</p>
<p>P179</p> <p>3 輸出／輸入してはならない貨物に該当する場合</p> <p>条文</p> <p>関税法 69 条の 2 四項</p> <p>条文の号番号変更</p>	<p>関税法 69 条の 2 次に掲げる貨物は、輸出してはならない</p> <p>三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品</p> <p>四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品</p>